須坂市指定管理者評価実施要領

(総則)

第1条 須坂市(以下「甲」という。)及び指定管理者(以下「乙」という。)は、当該施設の適切な管理運営と市民サービスの向上を目的として、基本協定、基本協定に附属する仕様書、募集要項、選考に係る質疑回答及び指定申請書に定める仕様・水準(以下「仕様・水準」という。)に基づき、指定管理者の業務(以下「本業務」という。)に関する評価を実施する。

(評価の方法)

第2条 甲及び乙は、各々の費用負担において、本業務に関する評価を行なうものとする。

(乙による自己評価)

- 第3条 乙は、基本協定書に基づいて毎年度終了後に甲に提出する事業報告書に、当該年度の本 業務に対する自己評価を記載するものとする。
- 2 乙は、施設利用者へのアンケート調査を毎年度行い、その結果を事業報告書に記載する。また、アンケート調査の実施に際しては、実施方法及び質問内容について事前に甲と協議のうえ、 承認を得るものとする。

(甲による本業務実施状況の確認)

- 第4条 甲は、協定期間中、本業務の実施状況を確認するため、随時報告を求め、関係書類及び 帳簿などを調査することができる。
- 2 甲は、本業務実施状況の確認を目的として、必要に応じて、随時、施設に立ち入る。
- 3 甲は、必要に応じて本施設利用者への聞き取り調査などを行う。
- 4 乙は、甲の確認作業に、最大限の協力を行うものとする。

(仕様・水準未達成の場合の処置)

第5条 甲は、本業務実施状況の確認の結果、本業務が仕様・水準を満たしていないことを確認 したときは、乙に必要な指示を行なう。

(業務実施状況の評価)

- 第6条 甲は、毎年度終了後、事業報告書と自らの確認作業に基づき、本業務に関する評価を行 うとともに、その結果について公表するものとする。
- 2 公表する評価表は、指定管理者導入施設総合評価表(様式第1号)の様式を基本とする。